

食品衛生法が大きく 変わります!



食品関係営業の 新しい許可・届出制度が 2021年6月1日から スタートします!!

原則、食品を取扱う**全事業者**が許可又は届出が必要です

※公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるものは除く

新しい制度に関するお問い合わせ・
相談は各区保健福祉センター衛生課へ

青葉区 ▶ 225-7211(代) 宮城野区 ▶ 291-2111(代)
若林区 ▶ 282-1111(代) 太白区 ▶ 247-1111(代)
泉区 ▶ 372-3111(代)

改正食品衛生法に関する情報
(仙台市版パンフレット)

仙台市 食品衛生法改正

検索

